

持続可能な奈川地区推進協議会 第2回総会  
議案書



日時:令和4年5月9日(月)19:00~20:30

場所:奈川文化センター夢の森

# 持続可能な奈川地区推進協議会 第2回総会 次第

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

- (1) 第1号議案      令和3年度 事業報告について
- (2) 第2号議案      規約の改正(案)について
- (3) 第3号議案      役員を選出について
- (4) 第4号議案      令和4年度 事業計画(案)について
- (5) 第5号議案      令和4年度 収支予算(案)について

## 4 その他

## 5 閉会

# 第 1 号議案

## 令和 3 年度 事業報告

### 1 取組み経過

令和3年9月28日に持続可能な奈川地区推進協議会の設立総会および第 1 回総会が開催された以降、次のとおり取組みを行ってきました。

R3. 9	持続可能な奈川地区推進協議会設立総会および第1回総会	
10	第 1 回 庁内奈川応援チーム会議	14 名
10	働き盛り世代ワークショップ 1 回目	22 名
11	働き盛り世代ワークショップ 2 回目	20 名
12	第 1 回 産業振興部会	32 名
12	第 1 回 こどもと暮らし部会	27 名
R4. 1	第 2 回 庁内奈川応援チーム会議	16 名
2	第 3 回 持続可能な奈川地区に向けた関係課長会議	22 名
4	第 2 回 課題検討部会(2 部会合同)	60 名

### 2 課題検討部会……資料集 #1 #2

持続可能な奈川地区推進協議会では、「こどもと暮らし部会」と「産業振興部会」のふたつの部会を設置し、地域の方々から様々な地域課題や希望などを汲み取るとともに、松本市の関係課も交えて、課題等に対する取組みを進めてきました。

#### (1) こどもと暮らし部会（座長：信州大学 荒井英次郎准教授）

ア 働き盛り世代を対象に、「奈川の未来を働き盛り世代から考える」ワークショップを 2 回開催

・1 回目 「困り感・不安・不満」について（10 月 26 日）

・2 回目 「あったらいいな、できたらいいな」について（11 月 25 日）

イ こどもと暮らし部会（12 月 14 日）

・働き盛り世代のワークショップで分類した 4 項目について意見交換

#### (2) 産業振興部会（座長：松本大学 古川智史専任講師）

ア 奈川地区内現地視察（11 月 2～3 日）

イ 産業振興部会（12 月 7 日）

・古川先生によるプレゼンテーション(部会の進め方、視察所感)

・共通認識を深めるため、グループに分かれて奈川の魅力や課題について議論

#### (3) 2 部会合同による課題検討部会（R4.4.19）

ア それぞれの部会で出された課題の中から、「暮らし」「子育て」「教育」「仕事」「観光」の分野について、松本市関係課から具体策を提案

イ 松本市関係課からの提案に対して、意見交換

### 3 持続可能な奈川地区に向けた関係課長会議……資料集 #3

#### (1) 第 1 回関係課長会議（R3.3.19）※R2年度

ア 奈川地区の現状と諸課題について

イ 庁内連携の方針について

ウ 地域と行政が一体となった協議会組織について

(2) 第2回関係課長会議 (R3.8.25)

- ア 持続可能な奈川地区推進協議会の設立について
- イ 協議会設立後の進め方について

(3) 第3回関係課長会議 (R4.2.2)

- ア 協議会設立後の経過について
- イ これまでの取り組み内容について
- ウ 地域課題に対する松本市(担当課)としての検討と提案依頼について

4 庁内奈川応援チーム……資料集#4 #5

(1) 第1回会議 キックオフミーティング (R3.10.15)

- ア 奈川地区の現状と課題について
- イ 意見交換

(2) 第2回会議 (R4.1.13)

- ア 持続可能な奈川地区推進協議会の取組み等について
- イ プレゼンテーション
  - ・「奈川で健光ツーリズム」 芳川公民館 柏澤由紀一館長
  - ・「松本市の寄付講義から」 秘書広報室 上角友記主任
- ウ 意見交換
- エ アンケート(アイデアや意見等)の実施について

## 第 2 号議案

### 規約の改正(案)について

以下の事由により、規約を改正するものです。

#### 1 文言の修正によるもの

(1) 第 3 条 事業の「実行計画」を「推進計画」に変更

#### 2 事業の予算化にともなうもの

(1) 第 5 条 役員に監事を追加

(2) 第 6 条 役員の職務に監事を追加

(3) 第 8 条 総会の審査・決定事項に収支予算及び決算に関することを追加

(4) 第11条 経費について条文を追加

(5) 第12条 会計年度について条文を追加

(6) 第13条 解散時における余剰金及び欠損金について追加

(7) 第14条 条文の追加により補足を12条から14条へ変更

# 持続可能な奈川地区推進協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、持続可能な奈川地区推進協議会(以下「協議会」という。)という。

## (目的)

第2条 協議会は、地域で目指す「住んでいてよかった、来てみてよかった奈川に」となるよう、地域と行政、関係機関が将来の姿を共有し課題の解決につなげていき、持続可能な奈川地区となることを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1)地域課題の把握に関すること。
- (2)地域課題の解決に向けての協議に関すること。
- (3)地域の将来像に関すること。
- (4)推進計画の策定と計画書の作成に関すること。
- (5)前4号に掲げるものの他、協議会の目的達成のために必要と認めること。

## (構成及び任期)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、協議会が解散するまでとする。

## (役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び監事を置く。

2 会長は「ふるさと奈川をおこす会」会長をもってこれに充て、副会長は松本市住民自治局長、「奈川働き盛り世代」代表の職にある者をもってこれに充て、監事は委員の職にある者2名をもってこれに充てる。

## (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

## (会議)

第7条 会議は、総会及び課題検討部会とする。

## (総会)

第8条 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 総会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1)規約の制定及び改廃に関すること。
- (2)事業に関すること。

(3)収支予算及び決算に関すること。

(4)その他課題検討部会が必要と認めること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

5 やむを得ない理由のため、協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委員の指定した者を代理人として、表決を委任することができる。この場合、同条第2項及び第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(課題検討部会)

第9条 会長は、具体的な課題の検討及び事業の円滑を図るため、課題検討部会を置くことができる。

2 課題検討部会は、協議会を構成する委員の所属する団体又は行政機関の構成員または職員であって、任期は第4条2項の規定を準用する。

3 課題検討部会は部会長が招集し、議長となる。

4 課題検討部会は、次の事項を所掌する。

(1)総会において決議した事項の執行に関すること。

(2)地域課題の解決を図る事項に関すること。

(3)その他、総会において必要と認められた事項に関すること。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、松本市住民自治局奈川地区地域づくりセンターに置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第13条 協議会は、その目的が達成されたとき、総会の決議を経て解散する。

2 協議会が解散する際に剰余金または欠損金が生じたときは、総会で協議し処理する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年9月28日から施行する。

この規約は、令和4年5月9日から施行する。

## 第 3 号議案

### 役員の選出について

規約の改正により、監事 2 名を選出するものです。



# 第4号議案

## 令和4年度 事業計画(案)

### 1 令和4年度の事業について

令和3年度の取組みを踏まえ、すぐに取り組める課題については、意識の共有を図りながら松本市の関係課と共に具体的な検討を始めていきます。

奈川地区の目指すべき将来像(ビジョン)を決定し、具体的な計画に反映させるために、検討課題を深掘りしていきます。

そして、奈川が持続可能な地域となりうる、斬新で実効性のある視点で将来像を作り上げていくためにも、全国的な知見や経験を持つシンクタンクの参画が必要です。

また、目指すべき将来像を具現化していくために、より具体的で実効性のある推進計画を作り、地域や行政がその計画を確実に履行していく体制づくりを行っていきます。

### 2 課題検討部会

(1) 第2回課題検討部会(2部会合同)での意見交換を踏まえ、「こどもと暮らし部会」と「産業振興部会」で、主要な課題(「暮らし」「子育て」「教育」「仕事」「観光」)に対する検討案を深掘りしていきます。

(2) シンクタンクと共にアイデアの集約化、具体化を図っていきます。

(3) 目指すべき奈川の将来像(ビジョン)の共有化を図り、策定につなげます。

(4) 推進計画の策定につながる具体的な提案内容を検討していきます。

(5) 持続可能な奈川地区に向けた関係課長会議や庁内奈川応援チーム等との連携を図ります。

### 3 持続可能な奈川地区に向けた関係課長会議

(1) 課題検討部会での検討案について、関係部局で議論・検討・調整などを行います。

(2) 持続可能な奈川地区推進協議会で決定された奈川地区の将来像(ビジョン)を念頭に、推進計画に基づく施策の立案や事業についての取組みを進めます。

(3) 地域課題について実行可能な施策や対策については、鋭意取組みを進めていくよう調整を図ります。

### 4 庁内奈川応援チーム

(1) 市のルールや地域事情等にしばられない自由な観点で、自らが関係人口となり奈川を応援する取組みを行っていきます。

(2) 庁内奈川応援チームで検討された内容や提案事項については、協議会と共有化を図り連携をしていきます。

(3) 必要に応じて、課題検討部会と連携を図っていきます。

## 5 プロポーザルによるシンクタンクの選定

- (1) 奈川が持続可能な地域となりうる、斬新で実効性のある視点で将来像(ビジョン)を作り上げ、具体的な推進計画を策定するために、全国的な知見や経験のあるシンクタンクを、プロポーザル方式によって決定していきます。
- (2) プロポーザルの公募は、5月中に地域や松本市の HP、NJSS※で行い、選定審査を経て6月中に決定していきます。  
※ NJSS=官公庁の入札情報速報サービス。
- (3) 選定委員については、協議会長及び副会長、有識者、松本市の代表を予定しています。

## 6 事業計画スケジュール

(全体スケジュール 予定イメージ図)

	令和4年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
プロポーザル		公募	業者決定									
推進協議会総会	第2回総会										第3回総会	
関係課長会議												
課題検討部会												
庁内奈川応援チーム												
ビジョン・推進計画								素案			成案	広布